平成２８年（フ）第３０５号
高知市神田1915番地10
破産者　門脇みどり
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０６号
高知市神田1915番地10
破産者　門脇　和也
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４８号
熊本市中央区菅原町13番１―303号　シャトー白山、前住所熊本市中央区菅原町13番１―226号
破産者　板坂　勝司
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７５号
熊本市北区楠４丁目３番３―240号　市営楠団地　２Ｃ―８
破産者　村上　幸男
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６号
北海道北見市末広町641番地４
破産者　日本橋福々まんこと　山本美代子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
青森市久須志１丁目13番12号　高橋アパート２号
破産者　成田　博貴
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６４号
青森市久須志３丁目２番９号　マリアージュ2000・202号
破産者　工藤　昌史
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
宮城県伊具郡丸森町大張川張槻ノ木３―８（住民票上の住所　宮城県柴田郡大河原町大谷字一軒地136番地15）
破産者　尾崎　博馬
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１３８号
福島市瀬上町字一ノ坪３番地の７　カーサビアンカ206
破産者　遠藤　啓子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第７５号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町834番地４
破産者　小野塚麻子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８０号
岐阜市菅原町３丁目16番地
破産者　河口　淳子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４９号
静岡県磐田市南島681番地
破産者　伊藤あづさ
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
静岡県磐田市福田中島1589番地レオパレス中島203、前住所静岡県浜松市南区石原町208番地
破産者　太田　玲子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
静岡県浜松市中区葵西２丁目26番49号、前住所静岡県浜松市西区深萩町304番地の191
破産者　宮崎　一夫
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
静岡県浜松市中区葵西２丁目26番49号、前住所静岡県浜松市西区深萩町304番地の191
破産者　宮崎　隆子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３２６号
大津市南郷５丁目８番26号
破産者　土山喜代美
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０９２号
京都市伏見区深草下横縄町18番地
破産者　松本　幸二
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５号
京都府向日市寺戸町乾垣内35番地の11　カーサ西の丘201号
破産者　徳村　圭助
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
京都市右京区嵯峨野秋街道町23番９、住民票上の住所京都市中京区西ノ京左馬寮町７番地の23
破産者　大槻　直方
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係